

世界知的所有権機関(WIPO)における最近の動向について

令和3年1月21日
文化庁著作権課**第40回著作権等常設委員会(SCCR)結果概要**

1. 日程

令和2年11月16日(月)～11月20日(金)

2. 概要

今次会合は、新型コロナウイルス拡大防止のため、対面参加の人数を大幅に絞ったハイブリッド形式で開催された。議題としては、これまでと同様に放送条約、権利の制限と例外、その他の議題についての議論が行われた。

3. 各論

(1) 放送条約

ア. 経緯等

1998年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール(条約)の策定を目指して議題化され、2007年以降は、一般総会のマンデート(伝統的な意味での放送機関の保護を定めること(ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外))にしたがって議論が行われている。重要事項に関する加盟国の合意を条件として2020/2021期間中の外交会議開催を目指す、との勧告が2019年の一般総会において採択されており、近年、重要事項とされる(i)保護対象、及び、(ii)与えられる権利に関する議論が中心に行われている。

イ. 議論の概要

オンライン会議でテキスト交渉を行うことに難色を示した国が多かったため、今次会合ではテキスト交渉は行われず、各国が条約実体面についての方向性や今後の議論の進め方等に関する見解を表明するステートメント発出のみが行われた。

条約の実体面について言及したものとして、保護対象として同時再送信や時差放送を含めるべきとする意見や、保護方法に柔軟性を与えるべきとする意見があった。我が国からは、早期妥結のためには各国に自由度を与えるよう条約に柔軟性を持たせることが有効ではないかと述べた。

今後の進め方については、コロナ禍においても建設的な議論を行うべきとの意見が多かったものの、テキスト交渉をオンライン会合で行うことには懸念も示された。

(2) 権利の制限と例外

ア. 経緯等

著作権等の権利保護だけでなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以

降、議題化されている。現在、(i) 図書館とアーカイブのための制限例外と、(ii) 教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み（特に、法的拘束力のあるもの）は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

イ. 議論の概要

2019年に行われた制限と例外に関する国際会議（スイスにて開催）と3つの地域セミナー（シンガポール、ケニア、ドミニカ共和国にて開催）について事務局から報告が行われた。今後の進め方については未定。

(3) その他の議題について

ア. デジタル環境に関連する著作権の分析

事務局から本議題に関する経緯説明と調査研究の進捗報告があり、早ければ次回もしくは次々回の会合で調査研究の残りの要素について発表できるとの見通しが示された。

イ. 追及権

追及権に関する調査を行うタスクフォースについて中間報告が行われた。タスクフォースは3つのサブグループに分かれており、それぞれから報告があった。

第1サブグループは画廊における追及権に関する調査を担当しており、報告書(SCCR40/6: 参考資料3)を基に、マリーアン・フェリフォール氏（造形平面美術作家協会事務局長）から説明があった。調査は各国CMOへの質問票によって行われており、各国内で追及権の影響を受けた画廊の割合に関する質問と、追及権による画廊の事務的負担に関する質問と、追及権を画廊に適用する際の課題についての質問に関するものが含まれている。

第2サブグループは追及権のマネジメントに関する調査を担当しており、報告書(SCCR40/7: 参考資料4)を基に、リケットソン教授（メルボルン大学）から説明があった。調査は各国CMOへの質問票によって行われており、各国の追及権制度や運用面に関する11項目の質問が含まれている。

第3サブグループは市場構造における要因、及び、南北の経済的再調整因子としての追及権に関する調査を担当しており、報告書(SCCR40/8: 参考資料5)を基に、議長から、アフリカ諸国の芸術家に対して行ったヒアリングについて説明があった。

我が国からは、追及権の対象となる取引や捕捉の問題、分配の透明性の確保や権利者不明時の問題等についても調査すべきであると改めて指摘した。

ウ. 舞台演出家(theater director)の権利保護

舞台演出家の権利保護の現状について調査が行われているところ、調査研究の担当者から途中報告があり、ロシア、フランスを始め11カ国の法制度を分析したこと、予定していた関係者ヒアリングがコロナ禍の影響で滞っていること等が報告された。

エ. 公共貸与権の調査

SCCR39 においてシエラレオネから発言のあった公共貸与権調査について、マラウイとパナマが共同提案国として加わった上で正式に提案された。シエラレオネからは、提案趣旨について、このトピックを常設議題とすることや条約を作ることを望んでいる訳ではない旨、及び、各国、特に途上国が公共貸与権について学ぶ機会を提供したい旨、並びに、本調査は WIPO によって行われる独立プロジェクトである旨が述べられ、SCCR にとって負担になるものではないとの説明がなされた。

今次会合では採択には至らず、次回会合で改めて議論されることとなった。

4. 今後の予定

次回 SCCR の開催日程は未定。